

## 甲州市農業委員会日程

|            |                  |  |  |               |  |                 |
|------------|------------------|--|--|---------------|--|-----------------|
| 会期         | 平成28年4月28日(木)    |  |  | 自 午後 1 時 30 分 |  | 至 午後 3 時 00 分予定 |
| 会場         | 甲州市役所本庁舎2階 第一会議室 |  |  |               |  |                 |
| <b>日 程</b> |                  |  |  |               |  |                 |
| 1          | 会議録署名委員の指名       |  |  |               |  |                 |
| 2          | 会長報告             |  |  |               |  |                 |
| 3          | 議 案              |  |  |               |  |                 |
|            | 第 1 号            | 農地法第 3 条の規定による許可申請について                                 |  |               |  | ( 6 件 )         |
|            | 第 2 号            | 農地法第 4 条の規定による許可申請について                                 |  |               |  | ( 1 件 )         |
|            | 第 3 号            | 農地法第 5 条の規定による許可申請について                                 |  |               |  | ( 9 件 )         |
|            | 第 4 号            | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)                 |  |               |  | ( 15 件 )        |
|            | 第 5 号            | 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業) |  |               |  | ( 4 件 )         |
|            | 第 6 号            | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の承認について    |  |               |  | ( 4 件 )         |
| 4          | 報 告              |  |  |               |  |                 |
|            | 第 1 号            | 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について                             |  |               |  | ( 5 件 )         |
| 5          | その他              |  |  |               |  |                 |
|            |                  |  |  |               |  |                 |

## 甲州市農業委員会 会議要旨

1. 開催日 平成28年4月28日(木) 午後1時30分から午後3時32分  
甲州市役所本庁舎 2階 第一会議室

### 1. 出席した委員

|          |           |           |
|----------|-----------|-----------|
| 1 坂本 忠   | 2 早川 博    | 3 窪川 哲郎   |
| 4 平山 重三  | 5 根津 信彦   | 6 菊島 正輝   |
| 7 雨宮 宏   | 8 荻原 一重   | 9 飯島 務    |
| 10 竹井 正人 | 11 長沢 光高  | 12 藤原 英一  |
| 13 南 秀岳  | 14 平山 尋文  | 15 宮原 王春  |
| 16 手塚 勲  | 17 中村 一男  | 18 萩原 勝俊  |
| 19 小佐川 武 | 20 今井 壽   | 21 雨宮 芳文  |
| 22 原 勝   | 23 佐藤 和也  | 24 丹澤 英一  |
| 25 佐藤 定之 | 26 小川 利雄  | 27 駒田 裕   |
| 28 大村 公宏 | 29 中山 仁   | 30 三科 健造  |
| 31 三森 一雄 | 32 神宮司 昭男 | 33 西矢 恵太郎 |
| 34 小池 宣弘 | 35 有賀 利隆  | 36 佐藤 充   |

### 1. 欠席した委員

### 1. 本会議の会議録署名委員

31 三森 一雄                      33 西矢 恵太郎

### 1. 職務のため本委員会に出席した職員

中村 正樹、中村 賢一、楠 美紀、島田 淳、雨宮 果南

### 1. 会議日程 別紙

|       |  |
|-------|--|
| 事務局   | <p>定刻になりましたので、開会に先立ちましてみなさんで挨拶を交わしたいと思います。（相互に挨拶）</p> <p>（開催に先立ち定例人事異動につき、事務局員の紹介をする）</p> <p>事務局からお願いあります。会議をはじめるにあたり、議事録作成のため録音をさせていただきますので、ご了承をお願いします。それでは会長にご挨拶を頂き、日程に基づき議事の進行をお願いします。</p>                                  |
| 会長    | <p>（会長の挨拶）</p> <p>先月の総会の折に、31番の三森委員さんが農業共済の代表として努めていただいておりますが、平成28年4月1日から4共済組合が統合して、新しい山梨県農業共済組合が始まり、その中で三森委員が副組合長理事として勤めていただくことになりましたが、併せて農業委員もよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>ただいまから甲州市農業委員会4月定例総会を開催いたします。出席委員は36名で定足数に達しております。</p> |
|       | <p>日程1、本日の総会の議事録署名委員につきましては、31番三森委員、33番西矢委員をご指名いたします。</p>  |
|       | <p>日程2、会長報告ですが、3月末から本日まで会長報告はございません。</p>   |
| 会長    | <p>日程3、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、6件を上程し審議を求めます。議案第1号一番議案の朗読をお願いいたします。</p>  |
| 事務局   | <p>（議案第1号農地法第3条第1番の許可申請についての朗読をする。）</p>  |
| 会長    | <p>事務局の朗読が終わりました。地区担当委員の調査報告をお願いいたします。</p>   |
| 25番委員 | <p>（議案第1号1番の調査報告をする。）</p>  |
| 会長    | <p>調査報告が終わりました。事務局お願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>（概要を説明し、審議をお願いする。）</p>  |
| 会長    | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。</p> <p>（「異議なし」との声多数あり）</p>  |
| 会長    | <p>異議なしとの事ですので許可といたします。</p> <p>次に議案第1号第2番議案の朗読を事務局お願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>（議案第1号農地法第3条第2番の許可申請についての朗読をする。）</p>  |
| 会長    | <p>事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。</p>   |
| 25番委員 | <p>（議案第1号2番の調査報告をする。）</p>  |

|       |   |
|-------|---|
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声あり )<br>異議なしとの事ですので許可といたします。<br>次に議案第1号3番議案の朗読を事務局お願いします。   |
| 事務局   | ( 議案第1号農地法第3条第3番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 議案の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。  |
| 11番委員 | ( 議案第1号3番の調査報告をする。 )  |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局より説明をお願いします。   |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございませんか。<br>( 「異議なし」との声あり )<br>異議なしとの事ですので許可といたします。<br>次に議案第1号4番議案の朗読を事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 議案第1号農地法第3条第4番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 28番委員 | ( 議案第1号4番の調査報告をする。 )  |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可といたします。<br>次に議案第1号5番議案の朗読を事務局お願いします。 |
| 事務局   | ( 議案第1号農地法第3条第5番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 議案の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。  |
| 13番委員 | ( 議案第1号5番の説明をする。 )  |

|       |  |
|-------|--|
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。   |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可といたします。<br>次に議案第1号6番議案の朗読を事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 議案第1号農地法第3条第6番の許可申請についての朗読をする。 )   |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。  |
| 24番委員 | ( 議案第1号6番の調査報告をする。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。   |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可といたします。   |
| 会 長   | 次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程し、意見を求めます。議案第2号1番議案の朗読をお願いいたします。   |
| 事務局   | ( 議案第2号農地法第4条第1番の許可申請についての朗読をする。 )   |
| 会 長   | 議案の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 3番委員  | ( 議案第2号1番の調査報告をする。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。   |
| 17番委員 | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、9件を上程し、意見を求めます。議案第3号1番事務局朗読をお願いします。 |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第1番の許可申請についての朗読をする。 )   |
| 会 長   | 朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。  |

|       |   |
|-------|---|
| 6番委員  | ( 議案第3号1番について調査報告を行う。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号農地法第5条第2番の朗読を事務局お願いいたします。                          |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第2番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 12番委員 | ( 議案第3号2番について調査報告をする。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号3番4番は譲受人が同一人でございますので、議案の朗読並びに調査報告は一括して説明をお願いいたします。 |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第3番、4番の許可申請についての朗読をする。 )   |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 8番委員  | ( 議案第3号3番、4番の調査報告を一括して行う。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号第5番、議案の朗読を事務局お願いします。                               |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第5番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |

|       |   |
|-------|---|
| 13番委員 | ( 議案第3号5番の調査報告をする。 )  |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号6番議案の朗読を事務局お願いします。 |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第6番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 3番委員  | ( 議案第3号6番の調査報告をする。 )  |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号7番事務局朗読をお願いします。    |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第7番の許可申請についての朗読をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |
| 3番委員  | ( 議案第3号7番の調査報告をする。 )  |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )  |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号8番議案の朗読を事務局お願いします。 |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第8番の許可申請について朗読をする。案内図の申請地箇所訂正をする。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。   |

|       |  |
|-------|--|
| 20番委員 | ( 議案第3号8番の調査報告をする。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。   |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声多数あり )<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。<br>次に議案第3号9番議案の朗読を事務局お願いします。  |
| 事務局   | ( 議案第3号農地法第5条第9番の許可申請について朗読をする。地上権について説明する。 )  |
| 会 長   | 事務局の朗読が終わりました。それでは地区担当委員さんの調査報告をお願いいたします。  |
| 29番委員 | ( 議案第5号9番の説明をする。 )   |
| 会 長   | 調査報告が終わりました。事務局お願いします。   |
| 事務局   | ( 概要を説明し、審議をお願いする。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>異議なしとの事ですので許可相当として山梨県知事に進達いたします。  |
| 11番委員 | 地上権設定の内容についてお聞きします。  |
| 事務局長  | 他人の土地において、工作物を所有するために土地を使用する権利です。<br>建築物なので借地権として借地借家法の保護を受けることとなりますので、建築物を建てる方の権利が補償されます。<br>また整理をさせていただいて報告させていただきます。                            |
| 会 長   | 次に議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について15件を上程し、審議をいたします。事務局説明をお願いします。   |
| 事務局   | ( 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の利用権の設定が 15 件について報告し意見を求める。 )   |
| 会 長   | それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br>( 「異議なし」との声あり )<br>異議なしとの事ですので承認といたします。<br>次に議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画の決定について4件を上程し審議いたします。<br>事務局説明をお願いします。 |
| 事務局   | ( 農地中間管理事業を実施する公益財団法人 山梨県農業振興公社が農地   |



|     |   |
|-----|---|
|     | 中間管理権を取得する計画4件について説明し意見を求める。)   |
| 会 長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br/>         (「異議なし」との声多数あり)<br/>         異議なしとの事ですので承認いたします。<br/>         次に議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規程による農用地利用配分計画案の決定について4件を上程し審議いたします。<br/>         事務局説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | (農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案4件について説明し意見を求める。)   |
| 会 長 | <p>それでは質疑を行います。質疑ございますか。<br/>         (「異議なし」との声あり)<br/>         異議なしとの事ですので、承認いたします。</p>   |
| 会 長 | <p>続きまして日程4報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について5件を報告願います。</p>   |
| 事務局 | (合意解約の届出5件について説明する。)  |
| 会 長 | <p>只今の合意解約の報告につきまして何かご発言ございますか。ご発言ございませんので以上報告を終わらせていただきます。<br/>         次に日程5その他に入ります。事務局からお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | (平成28年度農作業臨時雇用標準賃金(案)について説明し意見を求める。)  |
| 会 長 | <p>只今事務局から説明ございましたが、農作業臨時雇用標準賃金案について改定案の でよろしいかということでございますが、何かご意見ございますか。<br/>         特に意見がないようですので改定案 を標準賃金としてよろしいでしょうか。<br/>         (「異議なし」との声あり)<br/>         それでは改定案 ということ決定いたします。</p>             |
| 事務局 | (農地の実勢賃貸借情報について意見を求める。)   |
| 会 長 | <p>農地の実勢賃貸借情報ということで、これにつきましてご意見ございますか。ご意見ございませんでしょうか。<br/>         (「異議なし」との声あり)<br/>         ご意見もないようですので、この数字を6月号の広報に掲載することといたします。</p>  |
| 事務局 | (熊本地震の義援金を農業委員会として支出することについて説明する。)  |
| 会 長 | <p>農業委員会の運営費から義援金として支出することによろしいでしょう</p>   |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>か。<br/> （「異議なし」との声あり）<br/> では、その様に決定をさせていただきます。</p>  |
| 事務局   | <p>（費用弁償の額、農業新聞の購読、クールビズ対応について説明する。イ<br/> 一同了解する。）</p>  |
| 事務局   | <p>（耕作放棄地の利用意向調査の確認方法について説明する。）</p>   |
| 会 長   | <p>ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>   |
| 16番委員 | <p>報告書での現地確認が難しい状況です。調査しやすいような手法を検討し<br/> ていただきたいと思います。</p>   |
| 事務局   | <p>今後、わかりやすい方法を検討します。</p>   |
| 事務局長  | <p>今後、中間管理機構の補助金も活用しながら、調査員を雇用するなどした<br/> いと思います。できるだけわかりやすいように対応させていただきたいと<br/> 思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。</p>                               |
| 25番委員 | <p>納税義務者の欄に名前のないものもありますが、理由をお聞かせ下さい。</p>  |
| 事務局   | <p>納税義務者に名前がない場合は、その所有者にそのまま送っています。設<br/> 定がされている方のみ、名前が記載されています。</p>   |
| 3番委員  | <p>農業委員が担当する地域がわかる地図があると仕事をするのに非常に助か<br/> りますけども、ぜひ対処してもらいたいと思います。</p>  |
| 事務局長  | <p>検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>  |
| 会 長   | <p>農業共済の関係で三森委員から説明がございますので、三森委員お願いい<br/> たします。</p>   |
| 31番委員 | <p>（山梨県農業共済組合について、28年産果樹共済の加入実績について、加<br/> 入促進について、甲州市管内の27年産分の被害状況、共済の支払い状況に<br/> ついて説明する。）</p>  |
| 会 長   | <p>他に何かご意見ございますか。</p>   |
| 11番委員 | <p>農業委員会制度が大きく変わるようですが、変更内容等について説明して<br/> もらいたいと思います。</p>   |
| 会 長   | <p>新しい制度について説明する。<br/> ・4月1日から新しい制度に移行。<br/> ・甲州市の場合には、平成30年1月31日まではこの委員がそのまま継続し<br/> て行います。<br/> ・本市では、平成30年2月1日から新しい制度に基づく農業委員会制度にな</p> |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>るが、事前に詳細を検討し、来年の9月市議会にその条例案を提出し議決を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今までは公選制であったが、今後、市長の選任制となる・市長が選任し議会の承認を得て、農業委員と農地の適正化推進委員が担うことになる。</li> <li>・本市の場合は公選定員29人、団体推薦7人で現在36名であるが、農業委員定員は役半分となり、残りの半分が農地の適正化推進委員になる。</li> <li>・農業委員と適正化推進委員の役割分担であるが、基本的にはやることは変わらない状況である。</li> <li>・市長が選任するにあたって、市長の一方的な考え方で選任するのではなく、各地区からの推薦や、自薦他薦問わず、広報等で周知するといった方法もあるが、条例検討に併せて検討する。</li> <li>・既に南アルプス市、南部町、市川三郷町等新しい制度でスタートしている。</li> <li>・条例は各市町村の事情あわせる必要があるので、各位のご意見等いただきながら検討を進めていきたいと考えている。</li> <li>・また、実務について、既に4月から4条、5条については、山梨県知事に進達しているが、これまでは、峡東農務事務所で一連の説明を行っていたものが、今後は、市農業委員会が県の農業会議と事前に協議をしてその上で県に直接進達する方式となっている。</li> </ul> |
| 31番委員 | <p>わかりました。変更点について、ある程度は理解しました。</p>  |
| 11番委員 | <p>本市の場合、まだ日はありますが、検討を進めるにあたり会長には、ぜひ市長に現職農業委員の意見も充分聞いてもらえるようお願いをしていただきたい。農業委員数が半分になると、残りの半分が農地利用最適化推進委員となり、農業委員の下働きをするような改正になっているようですが、ぜひ会長にはよろしくお願いいたします。</p>  |
| 会 長   | <p>今のご意見充分承知いたしました。早い段階から他の市町村の情報等を収集し、甲州市の将来あるべき農業を進めていくために、現在の農業委員さんの意見を反映できるような形にしたいと思います。事務局でも検討してもらい進めていきたいと思っております。</p>   |
| 事務局   | <p>それでは本日の日程は全て終了いたしました。<br/>     会議の円滑な進行にご協力いただきお礼を申し上げます。<br/>     それではこれで本日の農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉会の挨拶する )</p> <p>( 閉会3時32分 )</p>  |